

損害賠償事務手続に関する訓令 (昭和57年5月1日) (本部訓令第8号)

[沿革] 平成17年11月本部訓令第26号

損害賠償事務手続に関する訓令を次のように定める。

損害賠償事務手続に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、職員がその職務を行うに当たり、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えた場合、千葉県公安委員会若しくは警察署長の管理する工作物及びその他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたため他人に損害を加えた場合等、国家賠償法(昭和22年法律第125号)、民法(明治29年法律第89号)、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)その他の法令の規定に基づき、県が損害賠償の責を負う事故及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項に規定する職員が賠償の責を負う事故(以下「事故」という。)に係る損害賠償等の事務の手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(事故の報告)

第2条 所属長は、前条に係る事故が発生したときは、「監察関係事案の報告要領について(平成17年例規(監)第36号)」により本部長に報告するものとする。

(協議等)

第3条 監察官室長(以下「室長」という。)は、前条の報告に基づき、関係所属長と協議し、必要と認めるときは、当該報告に係る事故の調査を行うものとする。

(関係者との折衝)

第4条 関係所属長は、前条の協議に基づき、当該事故に係る関係者と折衝し、示談の見込みがあると認めるときは、速やかに室長に報告するものとする。

(審査委員会)

第5条 事故に係る責任及び損害賠償の額並びに職員に対する求償を審査するため、県本部に損害賠償審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(審査委員会の任務)

第6条 審査委員会は、事故について、賠償責任の有無、賠償方法、賠償額及び職員に対する求償に関する事項を審査する。

(審査委員会の構成)

第7条 審査委員会は、委員長及び委員をもつて構成する。

2 委員長は、警務部長がこれに当たり、委員は室長、会計課長、警務課長及び監察官室訟務担当官をもつて充てる。

3 委員長に事故があるときは、室長が委員長の職務を代理する。

(審査委員会の開催)

第8条 審査委員会は、委員長が必要に応じて招集し、会議を主宰する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員は、自己に関係ある事故を審査するときは、審査委員会への出席を回避しなければならない。

5 委員長は、審査のため必要があると認めたときは、当該事故に關係する職員等の出席を求め、実情を聴取し、又はこれらの者の陳述を聞くことができる。

(審査委員会の特例)

第9条 委員長は、事案の内容により、各委員に対する関係書類の合議をもつて審査委員会の開催に代えることができる。

(賠償案の審査)

第10条 室長は、第4条に規定する報告に基づき、別記様式により審査委員会に損害賠償案を提出し、審査を受けるものとする。

2 室長は、審査に先立ち、会計課長及び千葉県知事部局関係課長と十分な協議を行うものとする。

(職員に対する求償)

第11条 室長は、事故が職員の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、別記様式により審査委員会に求償案を提出し、審査を受けるものとする。

(報告)

第12条 委員長は、審査結果を本部長に報告するものとする。

2 本部長は、審査結果を千葉県知事部局関係課長を通じて知事に報告するものとする。

(損害賠償の基準)

第13条 事故に基づく損害賠償の基準は、別に定める。

(庶務)

第14条 損害賠償等に係る事務及び審査委員会の庶務は、監察官室において行う。

附 則

- 1 この訓令は、昭和57年5月1日から施行する。
- 2 この訓令施行前になされている報告、手続その他の事務は、この訓令の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

以下別記様式省略